

報道関係者 各位

平成23年2月1日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

審査官 池田 稔

(電話) 03-5403-2175

## 佐与福社会不当労働行為再審査事件 (平成22年(不再)第16号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 菅野和夫)は、平成23年1月31日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

### 【命令のポイント】

～ 事業を廃止して職員全員を解雇した社会福祉法人三郡福社会が解散する際に、同会から基本財産を譲り受けた社会福祉法人佐与福社会が、三郡福社会の元職員らが組織する組合からの、雇用保障問題などについての団交申し入れを拒否したことは、不当労働行為に当たらないとした事案 ～

三郡福社会から佐与福社会への基本財産である土地建物の譲渡について、三郡福社会の元職員の雇用関係を承継して三郡福社会の事業を再開するためのものとみることは困難である。また、三郡福社会と佐与福社会が資金面等で関係があったという証拠や、両法人が意を通じて元職員らを排除したという証拠もない。従って、佐与福社会は本件団交申し入れに応じるべき使用者とは言えず、同会が本件団交申し入れを拒否したことは不当労働行為に当たらない。

### I 当事者

再審査申立人： 虹ヶ丘学園労働組合(「組合」)(福岡県嘉穂郡)

組合員3名〔平成22年10月5日現在〕

再審査被申立人： 社会福祉法人佐与福社会(「法人」)(福岡県飯塚市)

職員約50名〔平成22年10月5日現在〕

## II 事案の概要

- 1 知的障害者通所授産施設虹ヶ丘学園を運営する社会福祉法人三郡福祉会は、同施設を廃園して勤務する職員を全員解雇した後、同法人を解散し、基本財産である土地および建物（「本件土地建物」）を社会福祉法人佐与福祉会に譲渡（「本件譲渡」）した。元職員らの組織する組合は、上記両法人に対し、雇用保障問題などについての団体交渉を申し入れたが、両法人は団体交渉を拒否した。
- 2 組合は、上記団交拒否が不当労働行為であるとして、救済を申し立てた。
- 3 初審福岡県労働委員会は、三郡福祉会が団体交渉に応じなかったことは、正当な理由のない団交拒否に当たるとしたが、佐与福祉会に対する申立てについては、同法人が組合員らの使用者には当たらないとして申立てを棄却した。  
組合は、棄却部分を不服として再審査を申し立てた。

## III 命令の概要

1 **主文** 本件再審査申立てを棄却する。

### 2 判断の要旨

佐与福祉会は、本件団交申し入れについて、使用者として応諾する義務があるか

- (1) 本件譲渡契約は、三郡福祉会が自己の営む虹ヶ丘学園の事業の廃止後に、佐与福祉会に対して、三郡福祉会の基本財産である本件土地建物を広く障害福祉サービス事業の利用に供してもらうために譲渡したものとみるべきであって、佐与福祉会が三郡福祉会の上記事業の譲渡を受け、三郡福祉会の元職員の雇用関係を承継して同事業を再開しようとしたものとみることは困難である。したがって、組合の主張は認め難く、佐与福祉会が、三郡福祉会によって解雇された元職員との関係において、近い将来において雇用関係の成立する可能性が現実的かつ具体的に生じていたとみることはできない。
- (2) なお、佐与福祉会と三郡福祉会との関係が生じたのは三郡福祉会が本件土地建物の譲渡先を探索し始めた後のことであり、本件譲渡の前後を通じて、三郡福祉会と佐与福祉会とが、資金面、理事・役員等の人事面、業務面などにおいて関係があったことを認めるに足る証拠は一切ない。したがって、佐与福祉会が本件組合員の労働条件や組合との労使関係に関して、現実的かつ具体的な支配力を行使していたとの事情も認められない。  
また、佐与福祉会が三郡福祉会と意を通じ、本件譲渡を利用して組合ないし本件組合員を排除したという事実を認めるに足る証拠はない。
- (3) 以上からすると、佐与福祉会は、本件団交申し入れに応諾すべき使用者とは認められず、組合の本件再審査申立てには理由がない。

### 【参考】

初審救済申立日 平成20年11月10日（福岡県労委平成20年(不)第12号）  
初審命令交付日 平成22年2月20日  
再審査申立日 平成22年3月5日